

平成 26 年 7 月 29 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕 介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊 輔
電話番号 03-5786-3900

株主による当社及び当社取締役に対する 職務執行停止・代行者選任の仮処分申立てに関するお知らせ

今般、当社及び当社取締役である小松裕介氏、浅利睦男氏、高木章氏、山田有宏氏、山口英子氏（以下「当社取締役ら」という）は、当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限会社及びロイヤル観光有限会社（以下「当該株主」という）より、平成26年7月28日、東京地方裁判所におきまして職務執行停止・代行者選任の仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を受けたことを本日確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

平成26年6月26日付「第39期定時株主総会における議決権行使結果に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社第39期定時株主総会において会社提案原案は可決されました。

これに対して、当該株主は、同株主総会における当社取締役らを取締役に選任する旨の決議は不存在であり、また当社取締役らにより職務執行がなされることで当社に著しい損害が生じるおそれがあること等と主張して、当社及び当社取締役らに対して、平成26年7月28日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行ったものです。

2. 本申立てがなされた裁判所及び年月日

- (1) 本申立てがなされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 本申立てがなされた年月日 平成26年7月28日

3. 本申立てをした株主の概要

- (1) 氏 名 上田 和彦
- (2) 住 所 東京都渋谷区

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

4. 本申立ての内容

- (1) 債務者ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社において、債務者小松裕介は取締役兼代表取締役の、債務者浅利睦男、同高木章、同山田有宏及び同山口英子は取締役の、各職務をそれぞれ執行してはならない
- (2) 債務者ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社は、上記各債務者に上記各職務を執行させてはならない
- (3) 上記職務執行停止の期間中、代表取締役及び取締役の各職務を行わせるため、裁判所が選任する者をそれぞれ職務代行者に選任する
- (4) 申立費用は債務者らの負担とする

5. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性を主張してまいります。

以 上